

事業名	① 運動機能の維持など生活習慣病の予防のための運動指導				
申請事業者	フィットネスクラブを運営する企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等
<p>【照会内容・結果】</p> <p>○医師の指導・助言を踏まえ、フィットネスクラブにおいて、その職員が運動に関する指導を行う場合、それが医師のみに認められている「医行為」に該当するか否か等を照会。</p> <p>○照会の結果、医師からの指導・助言に従い、ストレッチやマシントレーニングの方法を教えること等の医学的判断及び技術を伴わない範囲内の運動指導を行うことは、「医行為」に該当しないこと等が確認された。</p> <p>【意義】</p> <p>○医療と連携した信頼性の高い民間健康サービスを身近に利用できる環境を整備。</p> <p>○生活習慣病の予防を通じ、健康長寿社会の実現に資する。</p> <p>【お問い合わせ先】 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課(03-3501-1790)</p>					

事業名	② 血液の簡易検査とその結果に基づく健康関連情報の提供				
申請事業者	簡易血液検査サービスを行う中小企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	厚生労働省	法令	医師法等
<p>【照会内容・結果】</p> <p>○利用者が自ら採血した血液について、簡易な検査を行い、利用者に対し、検査結果を通知する場合、利用者が自己採血することや、事業者が血液検査の結果を通知すること等が、それぞれ、医師のみに認められている「医業」に該当するか否か等を照会。</p> <p>○照会の結果、利用者が自己採血することは、「医業」に該当しないことが確認された。また、事業者が、検査結果の事実を通知することに加え、より詳しい検診を受けるよう勧めること等も、「医業」に該当しないこと等が確認された。</p> <p>【意義】</p> <p>○自ら健康管理を行う機会を身近に提供。</p> <p>○病気の早期発見を通じ、健康長寿社会の実現に資する。</p> <p>【お問い合わせ先】 経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課(03-3501-1790)</p>					

事業名	③ 緊急時における自動走行機能を備えた自動車の公道走行				
申請事業者	自動車の製造を行う企業				
事業所管	経済産業省	規制所管	国土交通省	法令	道路運送車両法(道路運送車両の保安基準)

【照会内容・結果】

- 運転者が、走行中に、突然の病気の発作により、運転の継続が困難となった場合、自動走行機能によって、道路の路肩等に安全に停止することを可能とする緊急路肩停止システム(いわゆるデッドマン装置)について、現行法令に基づく保安基準への適合の必要性等を照会。
- 照会の結果、緊急路肩停止システムは、「道路運送車両の保安基準」に規定する加速装置や制動装置等に該当すること、装置の配置に関する定義規定等に適合すること等が確認された。

【意義】

- 自動走行機能の一つである緊急路肩停止システムの、公道での走行実証が可能となる。
- 高度な自動走行機能を有する自動車の実用化を加速する。
- 運転者の誤操作防止、高齢者の運転支援等を通じて、ドライバーだけでなく、歩行者や住民にとっても安全な交通社会の実現に資する。

【お問い合わせ先】

経済産業省製造産業局自動車課(03-3501-1690)